

別添 1

## 薩摩川内市建設工事概算数量発注要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市が発注する建設工事において、設計業務の省力化及び積算業務の簡素化を図り、円滑な事業執行を促進することを目的とし、当初設計で概算の数量を算出して工事を発注する方式（以下「概算数量発注方式」という。）により施工するにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 工事計画図書とは、受注者が現場調査、測量を行い、結果をまとめた工事計画図面及び、土工、構造物（仮設物を含む）等の実施予定数量計算書等をいう。

2 工事計画図面とは、受注者が作成する平面図、縦断図、横断図、構造図等の実施予定図面である。

3 施工承諾図書とは、受注者が提出した工事計画図書をもとに、監督職員が工事費、その他の諸条件等を検討し支障がないことを確認して施工承諾を行ったものをいう。

(対象工種)

第3条 概算数量発注方式の対象とする工事は、設計金額 15,000 千円未満の工事で、その工種や構造、形状等が著しく変化しない比較的単純な工事に適用するものとし、原則として別表一による。

(設計及び積算)

第4条 当初設計は、概算数量を平均幅、平均長等により算出できる必要最小限の図面で行い、特記仕様書等に必要事項を明記するとともに、設計書及び閲覧設計書には、発注者及び受注者が確認できるよう「概算」と明示する。

(施工の承諾)

第5条 発注者は、受注者の主任技術者等に対し、現場で立ち会いのうえ発注者の意図を十分に説明し、理解させる。

2 受注者は、施工に必要な現地調査、測量を行い、工事計画図書を作成する。なお、図面サイズはA1、縮尺は平面図及び縦断図で1/500から1/2000程度、横断図で1/100から1/200程度、構造図等で適宜を標準とし、図面枚数が最小となるように配置する。

- 3 監督職員は、工事計画図書から工事費、その他諸条件等を検討し、支障がないことを確認して施工の承諾を行う。

(図面作成費の取扱い)

第6条 工事計画図面の作成費用として、「工事計画図面作成費」を共通仮設費の準備費に計上する。

- 2 当初設計で計上する枚数は3枚以内(適宜)とする。

(工期の設定)

第7条 工事計画図書作成に要する日数として、15日を標準工期に付与する。

(設計変更)

第8条 設計変更は、施工承諾図書に基づいて行うものとするが、工事計画図書を作成するために行う基本的な調査及び測量の費用は計上しない。

- 2 変更理由は、「概算数量発注工事の精算による」とするが、その他特に変更を指示した事項についても明記する。
- 3 工事計画図面作成費は、施工承諾図書の図面枚数の実績により計上する。
- 4 構造計算若しくは安定計算及び用地買収が必要となる場合には、その対応は発注者の責任において行う。
- 5 工法や舗装構成の検討等、工事計画図書作成のために別途必要となった各種調査や試験にかかる費用については、共通仮設費の技術管理費に計上する。

(運用指針)

第9条 概算数量発注制度の目的に留意し、大幅な変更契約や安易な工事内容の変更を伴わないようにするため、発注に先立ち、現地条件や概算数量等を的確に把握したうえで、発注手続きを行うことを基本とする。

- 2 円滑な事業執行に資するため、受注者から工事計画図書が提出された後は、速やかに施工承諾を行うよう努める。

附則

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年10月14日から施行する。

別表一 1

## 概算数量発注工種

種別	工種	参考(数量算出方法)	適用範囲
道路・水路	排水工	延長	道路改良については、用地を伴わないもののみ
	法面保護工	面積(平均法長×平均延長)	
	舗装工、オーバーレイ、舗装打換工	面積(延長×平均幅員)	
	道路改良	延長	
橋梁	鋼板接着、伸縮継手、高欄補修	箇所数	
	落橋防止	箇所数又は延長	
	再塗装	面積(当初設計時面積)	
交通安全施設	歩道、自転車歩行車道	延長、幅員	歩道、自転車歩行者道については、用地を伴わないもののみ
	区画線	延長	
	支線誘導標、道路反射鏡、道路標識、道路照明	箇所数又は本数	
	視覚障害者用ブロック	延長×幅又は枚数	
河川・海岸	寄洲除去、航路浚渫	立積(延長×幅×高さ)	
	根固工	個数	
公園	植栽	本数又は面積	
水道施設	送、配水管布設替	延長	
災害復旧	ブロック積工、法面保護工	面積(平均延長×平均法長)	ブロック積工については、矢板締切等を必要としない土嚢締切程度のもの
	崩土除去	立積(延長×幅×高さ)	
電気通信設備			現場条件が適当である単純なもの
給排水施設			

※ 農業土木及び森林土木工事は、全て対象外。